公聴会の開催について (公告)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、長岡都市計画の変更素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成24年10月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 公聴会の日時

平成24年11月8日(木)午後2時から

2 公聴会の開催場所

長岡市大手通1-4-10

長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 市民交流ホールA

3 事案の概要

別紙「長岡都市計画区域区分の変更 (新潟県決定)」のとおり

4 素案の縦覧

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課、長岡市都市整備部都市計画課及び見附市建設課において、10月19日(金)まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

長岡市及び見附市の住民

6 公述申出の方法

変更素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び長岡市長連名宛の書面を、公述申出先へ提出することにより行う。

7 公述申出期限

平成24年10月19日(金)(必着のこと。)

- 8 公述申出先及び問合せ先
 - (1) 長岡市四郎丸町173-2 (〒940-8567)

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

電話 0258-38-2619

(2) 長岡市大手通2-6フェニックス大手イースト (〒940-0062)

長岡市都市整備部都市計画課

電話 0258-39-2225

(3) 見附市昭和町2-1-1 (〒954-8686)

見附市建設課

電話 0258-62-1700

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室する こと。

なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の80名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する長岡市決定の都市計画の決定及び変更素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

